

令和3年度第1回向日市総合教育会議 次第

日時：令和4年3月29日（火）
午後3時30分から
場所：向日市役所 第1委員会室

○ 開 会

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 「小中学校におけるコミュニティ・スクールの導入について」

(2) その他

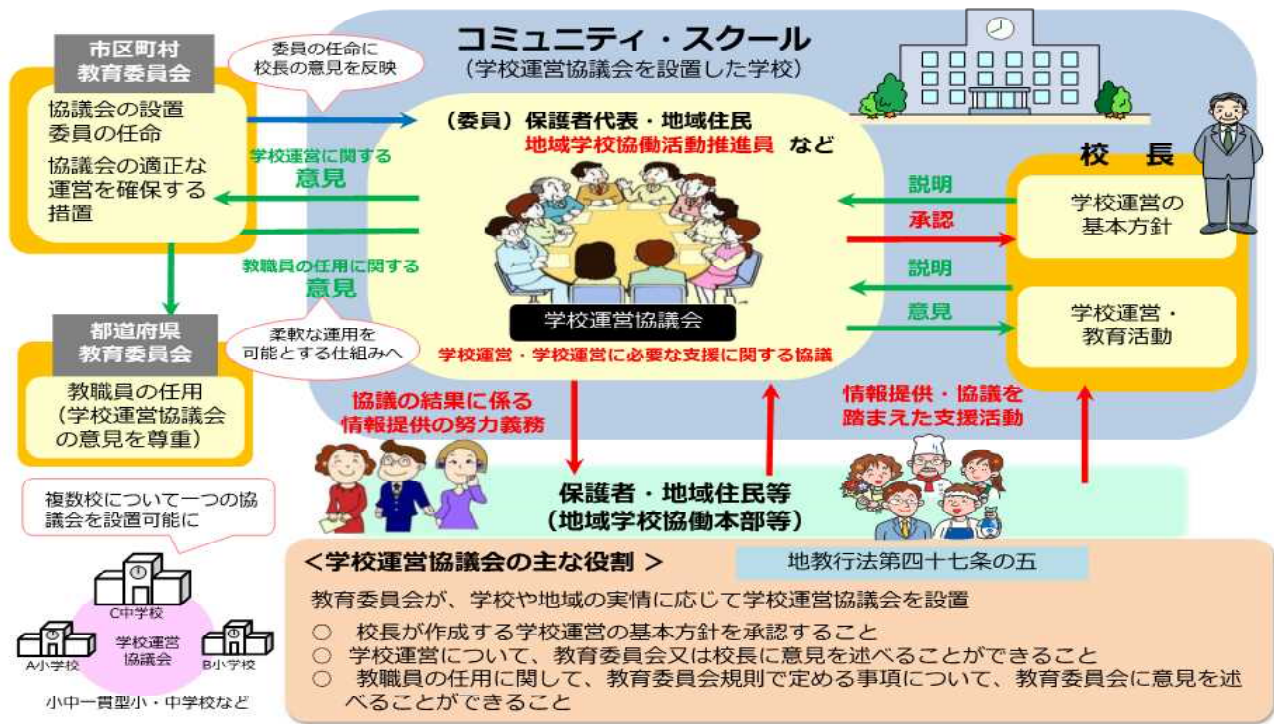
○ 閉 会

小中学校におけるコミュニティ・スクール導入について

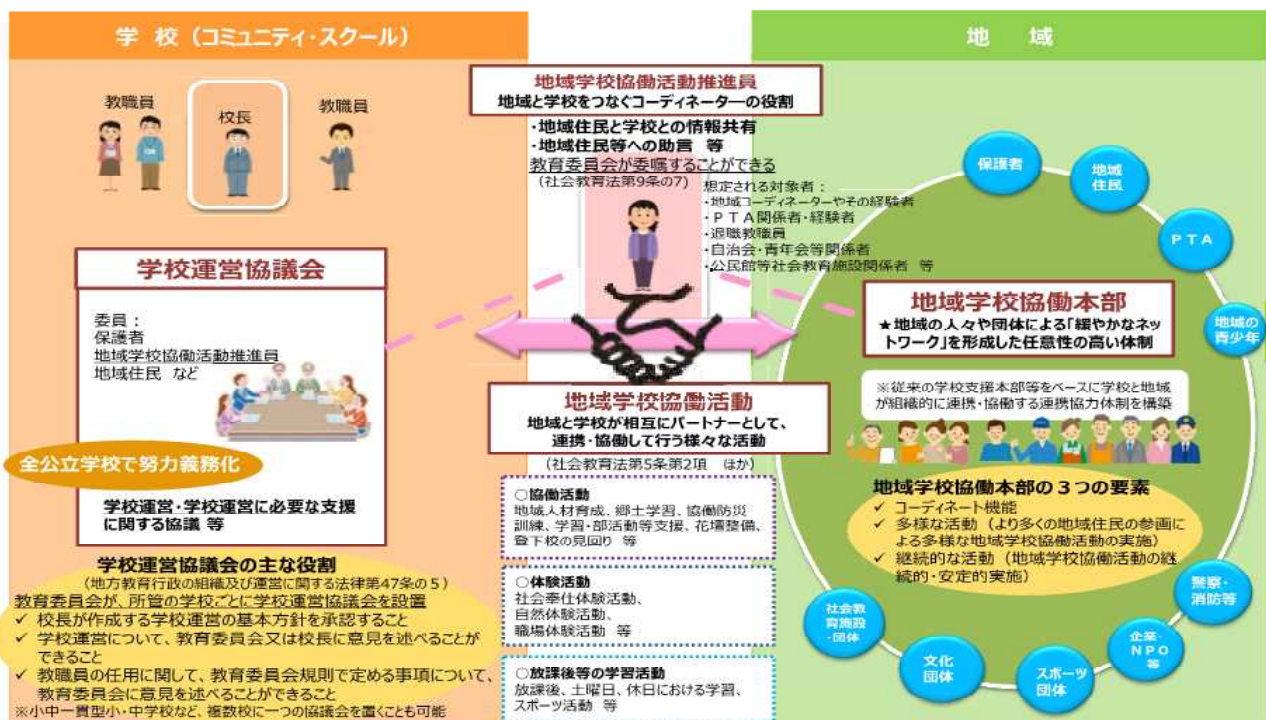
教育部学校教育課

◇コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールの仕組み（制度概要）



学校と地域の連携・協働体制（コミュニティ・スクールと地域学校校協働活動）



平成29年の地教行法改正の主な内容（第47条の5関係）

(H29.4.1改正)

改正事項	改正前	改正内容
①学校運営協議会の設置を努力義務化	・協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。	・各教育委員会に対して、 協議会の設置の努力義務を課す こととした（第1項関係）。
②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、 地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく 必要性が高まっていた。 ・委員は、 地域住民や保護者一般のみが規定 されていた。	・協議会において、 学校運営への必要な支援 に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、 協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するよう努める こととした（第5項関係）。 ・地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の 学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える こととした（第2項関係）。
③委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、 校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要 。	・委員の任命に当たり、 校長が意見申出 を行えることとし（第3項関係）、 校長がリーダーシップを発揮 できる仕組みとした。
④任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、 特段の規定がないことで、抵抗感が強かった 。	・どのような事項について 教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める こととした（第7項関係）。
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・学校ごとに協議会を設置することとされていたが、 学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要 。	・小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、 二以上の学校について一の協議会を置くことができる こととした（第1項関係）。

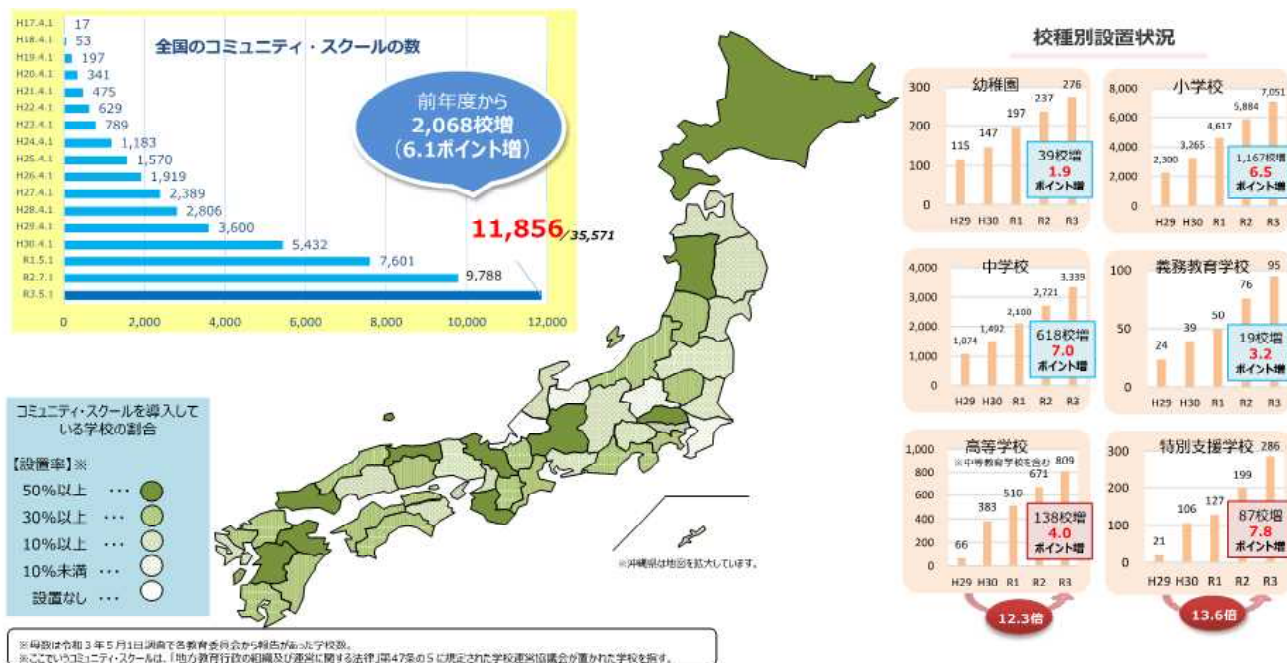
※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

全国の導入状況（コミュニティ・スクール） — 学校数 —

学校運営協議会を設置している学校数： 46都道府県内 **11,856**校（令和3年5月1日現在）

（幼稚園276、小学校7,051、中学校3,339、義務教育学校95、高等学校805、中等教育学校4、特別支援学校286）

全国の学校のうち、**33.3%**がコミュニティ・スクールを導入



(R4.3.14 文部科学省「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ」～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～ から一部抜粋)

◇ 地域学校協働活動について

(令和4年3月現在)

	向陽小学校	第2向陽小学校	第3向陽小学校	第4向陽小学校	第5向陽小学校	第6向陽小学校	勝山中学校	西ノ岡中学校	寺戸中学校									
事業開始	平成26年4月1日	平成24年4月1日	平成21年4月1日	平成29年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成27年4月1日	平成25年4月1日	平成31年4月1日									
コーディネーター	1名	1名	2名	4名	1名	3名	2名	2名	5名									
主な支援者	学生・地域ボランティア	地域ボランティア	保護者・地域ボランティア	保護者・地域ボランティア	地域ボランティア	地域ボランティア	学生・地域ボランティア	学生・地域ボランティア	学生・地域ボランティア									
活動内容	活動日	内容	活動日	内容	活動日	内容	活動日	内容	活動日	内容	活動日	内容	活動日	内容	活動日	内容		
【令和元年度実績】	8月	補充学習(全学年) (講師:学生ボランティア)	年間	農作物栽培 (向陽2号[にんじん]、なす等)	年間	ほのぼのワールドでの遊び (折り紙、昔あそびなど)	5月	火おこし体験学習(5年)	年間	放課後学習(3~6年生) (講師:地域ボランティア等)	11月	里山オリエンテーリング	2学期	放課後の学習支援(3年)	2学期	放課後の学習支援(3年)	2学期	放課後の学習支援(3年)
	8~9月	植木の剪定		読書活動支援 (読み聞かせ、本の整備等)		(放課後サポート事業と連携)	8月	校舎ペンキ塗り		読書活動支援 (図書室整備)	11月	竹細工(3年)		回数 16回 時期 9~12月		回数 15回 時期 9~12月		回数 4回 時期 9~12月
	10月	ペンキ塗り(校舎廊下)			9月	華道・バドミントンクラブ支援	1月	キャリア教育(6年)			3学期	放課後学習(4~6年生) (講師:地域ボランティア等)		科目 数学、英語		科目 数学		科目 数学・英語
	12月	習字指導(4~6年生)		花いっぱい運動	9~10月	シソの授業支援(5・6年)			11月	農家見学				講師 大学生ボランティア等 (教員も参加)		講師 大学生ボランティア等		講師 大学生ボランティア等
				登下校時の見守り	10月	どんぐり工作(1年)			1月	昔あそび					他	おはなしコンサート		
				放課後学習のお手伝い (放課後サポート事業と連携)	11月	働く犬の学習(3年) (セラピードッグの紹介)			1月	しめ縄作り(5年)						場所 西ノ岡		
				部活動支援(習字・生け花)	11月	世界の物語(3年)			2月	ペンキ塗り(校舎廊下)						2向小		
				4月 新体力テスト補助(全学年)	11月	駅伝サポート(6年)										6向小 他		
				6月 歴史ツアー(6年)	12月	しめ縄づくり(5年)												
				6・10月 旭米田植え・稲刈り(5年)	1月	昔あそび(1年)												
				11月 おにぎり作り(5年)	1月	洗濯板の使い方(3年)												
				12月 しめ縄作り(5年)	3月	ペンキ塗り												
				1月 昔あそび(1年)														
			1月 竹細工(2年)															
			2月 剪画の指導補助(6年)															

<参考資料>

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成29年4月一部改正）

第4節 学校運営協議会
(第47条の5)

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村教育委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

(第5条第2項) 市町村教育委員会の事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下「地域住民等」という）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

前項

十三号 主として学齢児童及び学齢生徒に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四号 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五号 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

(第9条の7) 地域学校協働活動推進員

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。